

## 伊勢神宮崇敬会会員に関する規程

(目的)

第一条 この伊勢神宮崇敬会会員に関する規程は、一般財団法人伊勢神宮崇敬会（以下「崇敬会」という。）の定款第四十二条及び第四十三条の規定に基づき、会員の種別、会費、名称等に関することを定めたものである。

(定義)

第二条 崇敬会の目的に賛同し、所定の入会申込書を提出し、会費を納める個人又は団体を会員とする。

(名称)

第三条 会員は、会員、正会員、賛助会員、維持会員の四種類に区分する。但し、団体の入会は維持会員に限る。

(会費)

第四条 会費は、年会費とし、次の各号による。

- 一 会員 年額 三千円
- 二 正会員 年額 五千円
- 三 賛助会員 年額 一万円
- 四 維持会員 年額（二口）十万円（団体）・年額（一口）五万円（個人）

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会員章)

第五条 崇敬会は、第二条の会員に対し会員章を発行し、その氏名等を会員名簿に登録する。

(待遇)

第六条 会員には、次の特典がある。

- 一 神宮特別参拝
- 二 崇敬会が主催する各種行事の案内
- 三 神宮徴古館農業館・神宮美術館の観覧料の割引
- 四 神宮会館の利用料金の割引
- 五 崇敬会の会報の送付
- 六 神宮及び崇敬会が刊行する図書等の案内

(募集)

第七条 会員の募集は、崇敬会本部、地方本部、支部がこれを行う。

(所属)

第八条 会員は、その居住地の地方本部の所属とする。但し、維持会員は原則として崇敬会本部の所属とする。

(資格の喪失)

第九条 会員は、次の各号によりその資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 期限内に年会費の納入がないとき
- 三 死亡又は会員である団体が解散したとき
- 四 除名されたとき

(退会)

第十条 会員が、退会しようとする場合は、書面もしくは口頭をもって退会を申し出なければならない。

(除名)

第十一条 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事長の承認を得て、除名することができる。

- 一 崇敬会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為のあったとき
- 二 営利目的他、不当に崇敬会名義を利用し著しく信頼を失墜させる行為のあったとき
- 三 反社会的な団体並びにその構成員またはそれに準ずる者であることが判明した場合

(顕彰)

第十二条 会員で敬神の実顕著な者、又は特に功労があると認められる者に対しては、会長から感謝状を贈呈し、その功績を称える。

## 附則

本規程は、令和四年四月一日から施行（改訂）する。